

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK名古屋放送局の契約・収納委託先法人の社長が共謀しNHK集金名簿を悪用し、名古屋市中区と春日井市の高齢女性がキャッシュカードや現金を窃盗された事件及び受信契約者の個人情報漏えいしている件について下記文書（電磁的記録を含む）の開示を求める。（備え置き公開文書とHP公開情報を除く）」として、

「⑥契約・収納業務委託に係る反社会的勢力排除に関する指針等」に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、求めの文書はNHKの事業に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号の不開示情報に該当し、さらに規程第8条1項6号前段の「契約により守秘義務を課せられているもの」に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、NHKの事業における契約に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、さらにNHKが契約により守秘義務を課せられているものであるため、規程第8条1項1号、および6号前段に該当し、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、NHKの事業における契約に関する情報であって、規程第8条1項1号、および6号前段に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

また、契約・収納業務委託に係る反社会的勢力排除については、別途NHKから情報提供されている。

4 審議の経過

2020年6月18日（第285回審議委員会）

2020年7月13日（第286回審議委員会）

審議、

2020年7月21日（第288回審議委員会）

審議、答申